

キャリアパス要件

区 分	内 容	当法人としての取組み
キャリアパス要件 Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等	・運営組織規程、給与規程により整備
	・介護職員の任用における職位、職責、職務内容等を応じた任用等の要件を定めていること	
	・職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系について定めていること	
	・就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全職員に周知していること	
キャリアパス要件 Ⅱ	研修の実施等	・年間計画を立て一年を通して研修を実施 ・研修、資格取得の為にシフト調整、費用の援助を実施
	・研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価	
	・資格取得のための支援、勤務シフト調整、休暇の付与、費用の援助等	
	・全職員に周知していること	
キャリアパス要件 Ⅲ	昇給の仕組みの整備等	・経験年数に応じての基本給、資格に応じて手当の支給、また給与規程等級表により一定の基準にて昇給する仕組みを実施
	・経験に応じて昇給する仕組み	
	・資格等に応じて昇給する仕組み	
	・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み	
	・就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全職員に周知していること	
キャリアパス要件 Ⅳ	改善後の年額賃金	免 除
	・経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること	
	（小規模事業所で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます）	
キャリアパス要件 Ⅴ	介護福祉士等の配置	・アネシス 非該当 ・くりあん 非該当 ・円 I 該当
	サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること	
	（サービス提供体制加算Ⅰ又はⅡを算定）	